

④分別解体等施工基準・計画・解体工事工程順序・対象建設工事の届出

項目	チェック項目	記入欄	確認
工事受注者の分別解体等実施義務	共 <input type="checkbox"/> [参考] 対象建設工事に係る分別解体等の実施【建り法9. 1, 9. 2】		
	*特定建設資材 ^{※1} を用いた建築物等に係る解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上のもの(対象建設工事 ^{※2})の受注者は正当な理由がある場合を除き、分別解体等 ^{※3} をしなければならない		
	*分別解体等は分別解体等の施工方法の基準【建り則2. 1】に従って行う		
分別解体等施工基準	共 <input type="checkbox"/> [参考] 分別解体等施工方法に関する基準【建り則2. 1】		
	1. 対象建設工事に係る分別解体等を行なうための各種調査の実施		
	2. 1. の調査結果に基づく分別解体等の計画の作成		
	3. 2. の分別解体等計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認を行なうとともに、工事着手前における特定建設資材に係る付着物の除去等分別解体等実施のための措置の実施		
	4. 2. の分別解体等の計画に従った工事の施工		
分別解体等計画	共 <input type="checkbox"/> 分別解体等計画の作成【建り則2. 2】		
	*分別解体等計画の記載事項		
	1. 対象建設工事に係る分別解体等を行なうための各種調査結果		
	2. 工事着手前の付着物の除去等分別解体等を行うための実施措置の内容		
	3. 工事工程、工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法		
	4. 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる当該対象建築物等の部分		
	<input type="checkbox"/> 特定建設資材の付着物の除去は解体工事着手前の実施計画としたか		
解体工事工程順序	共 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事の工程順序【建り則2. 3, 2. 5, 2. 6】		
	①建築物の解体工事の工程は、建築物の構造上その他解体工事の施工技術上これにより難しい場合を除き、以下の順序に従う		
	1. 建築設備、内装材その他の構造耐力上主要な部分を除く建築物の部分の取り外し		
	2. 屋根ふき材の取り外し		
	3. 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り外し		
	4. 基礎及び基礎ぐいの取り壊し		
	②①の1. 又は2. の分別解体等の方法は、手作業による		
	但し建築物の構造上その他解体工事の施工技術上これにより難しい場合は、手作業及び機械による作業によることができる		
対象建設工事の届出説明	共 <input type="checkbox"/> 発注者に対する分別解体等の計画等の提出及び説明【建り法1 2】		
	<input type="checkbox"/> 対象建設工事の発注者に対し、届出事項の書面を交付し説明したか		
対象建設工事の届出	共 <input type="checkbox"/> 分別解体等の計画等届出【建り法1 0】		
	*対象建設工事の発注者が工事着手7日前までに都道府県知事へ届出る		

※1 特定建設資材：①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート【建り令1】

※2 対象建設工事：特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定基準以上のもの【解体床面積80m²、新增築床面積500m²、修繕・模様替請負代金1億円、工作物請負代金500万円】
【建り令2】

※3 分別解体等：建築物、工作物の①解体工事では建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ計画的に施工する行為、②新築その他の解体工事以外の工事では工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ施工する行為【建り法2. 3】